

# 公益社団法人日本動物用医薬品協会役員の報酬等及び費用に関する規程

平成14年5月30日	制定
平成29年6月9日	改正
令和2年6月5日	改正
令和7年6月4日	改正

## (目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人日本動物用医薬品協会（以下「この法人」という。）の定款第31条の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

## (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、総会で選任された理事のうち、この法人を主たる勤務場とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤理事以外のものをいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

## (報酬の支給)

第3条 この法人は、常勤理事の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤理事の報酬は年額とする。
- 3 常勤理事の退職に当たっては、当該理事の任期に応じ退職手当を支給することができる。

## (報酬等の額の決定)

第4条 この法人の常勤理事の報酬年額は、別表第1「常勤理事の報酬年額」に定める金額の範囲内とする。

- 2 常勤の理事に対する退職手当は、別表第2「常勤理事退職手当の算出要領」に定める算式により算出される額とする。
- 3 退職金は、常勤理事として円満に勤務し、かつ辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

- 第6条 報酬等は通貨をもって支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。
  - 3 退職金の支給時期は、理事会承認後2か月以内とする。

(通勤費)

第7条 役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

(費用)

第8条 この法人は、役員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、公益法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成14年5月30日から施行する。

(略)

**附則**

この規程は、公益社団法人日本動物医薬品協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

**附則**

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

**附則**

この規程は、令和2年6月5日から施行する。

**附則**

この規程は、令和7年6月4日から施行する。

別表第1 常勤理事の報酬年額

(1) 満60歳に達しない者の報酬年額

役職名	役員報酬の年額
理事長 (時短勤務の場合)	14,977千円(月額1,248千円) (8,986千円(月額749千円))
専務理事	13,116千円(月額1,093千円)

(2) 満60歳を超え満65歳に達しない者の報酬年額

役職名	役員報酬の年額
理事長 (時短勤務の場合)	12,481千円(月額1,040千円) (7,488千円(月額624千円))
専務理事	10,488千円(月額874千円)

(3) 満65歳を超える者の報酬年額

役職名	役員報酬の年額
理事長 (時短勤務の場合)	9,985千円(月額832千円) (5,991千円(月額499千円))
専務理事	9,120千円(月額760千円)

ただし、当該年齢によって報酬年額を変更する場合は、当該年齢に達した翌月からの支給とする。

## 別表第2 常勤理事退職手当の算出要額

(算出数式)

常勤理事退任時の月額報酬×常勤理事通算在任年数×1.5 (役位係数)

(常勤理事在任年数)

常勤理事在任年数は、1か年を単位として端数は月割とする。ただし、1か月未満は、1か月に切り上げる。

(特別減額)

退任した常勤理事に在任中にこの法人に対し特に重大な損害を与えた場合は、算出した金額を減額することができる。

(端数計算)

算出した退職手当の額の端数は、これを10万円単位で切り上げる。